

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書

林 淳

一、はじめに

中世末から近世初頭にかけて、金戒光明寺が淨華院（近世では清淨華院と呼ばれる）の末寺としての羈絆を脱して独立した過程に関して、これまで論究されたことはほとんどなかつたようである。淨土宗史の基本事項を網羅した『新淨土宗辭典』と『淨土宗大辭典』を繙き、「金戒光明寺」の項目を見ても、その独立についてはまったく言及されてはいないのは、そのあたりの研究史状況を反映しているようと思われる。ただ『淨土宗大辭典』別巻所収の「淨土宗略年表」に、慶長十五年六月の条に、「金戒光明寺、清淨華院より独立」とあり、典拠として『清淨華院誌要』を挙

げているのが、やや例外的であろう。『清淨華院誌要』を見てみると、住持歴代の記録が記載されているが、三十六世良光上人の記事として「慶長十五年六月黒谷独立す」とある。「淨土宗略年表」の記事は、これを参照したことは明らかであろう。それでは、慶長十五年六月に何があつたのであろうか。本稿は、金戒光明寺の独立の過程をたどり、筆者の見通しを述べることを目的にしている。

中世における淨華院の歴史に関しては、鷺尾順敬⁽³⁾氏、前田聰瑞⁽⁴⁾氏、中井真孝⁽⁵⁾氏、中野正明⁽⁶⁾氏の研究があり、これら先学の成果にしたがつて中世の淨華院の歴史を一瞥しておこう。『清淨華院誌要』は、円仁⁽¹⁾が開山であり法然が中興であるという伝承を伝えているが、これは後世の作為であ

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書
(林)

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

り、現実には元亨年間に向阿一賢が、京都三条坊内高倉に淨華院を開創したことに始まる。暦応二年に足利氏が、等持寺を創建するにあたり、寺域にあたる寺院を強制的に立ち退かせ、淨華院は土御門室町に移転した。十四世紀後半から淨華院は万里小路家との関係を深めて、万里小路家の子弟が淨華院の住持になるようになってしまった。朝廷の伝奏であつた万里小路家の後ろ立てによつて、淨華院は浄土宗の最大の勢力となり、鎮西一条派の拠点となつた。しかし応仁の乱では細川勝元が淨華院に陣をとつたことで、山名宗全旗下に攻められ焼失した。それ以降、淨華院の勢力は失墜していくのであるが、その過程で末寺の独立が起つてきただと考へられるのである。

二、金戒光明寺再興

応仁の乱とその後の土一揆で金戒光明寺の仏殿、僧房は灰燼に帰し荒廃したといわれる。金戒光明寺の再興に努めたのは、秀馨と理聖であった。淨華院二十二世となつた秀馨は、永正六、七年頃に金戒光明寺を再建し、そこに移住したが、その後の再興を理聖に慫恿した。⁽⁷⁾ 理聖は、永正九

年七月に前天台座主青蓮院尊応准后的書いた再建勧進帳を奉じて勧進に努めたという。勧進帳には、寺院の場所は、法然が承安五年の回心直後に淨土宗を開いた「法然上人勸化之地、淨土門最初之處地」で、熊谷直実が訪れ出家發心した所でもあり、円頓戒の道場である由來が述べられている。⁽⁸⁾ 尊応准后は、百万遍念佛を行ひ交名念佛を摺り写すのであるから、わずかな一粒半錢の施しでも結縁となることを訴えている。その間の事情については、『勅願所本山清淨華院実録』に次のようにある。

「新黒谷ノ中興ハ当山_{淨華}院」二十二代秀馨_{ト号ス}上人応仁ノ大亂後四十余年荒原トナリシヲ永正六七年ノ頃再建形ノ如ク成就ス、其後ハ代々看坊ニ定メ置カル、秀馨上人ノ後理空_{上人}永真_{戒光院}開山_西譽弘_法山道残源良縁_威長_威林了的迄皆看坊住持ニシテ淨華院ヨリ諸事支揮シケリ、元來ハ淨華ノ墓所ニテアリケル云々」

これによれば、秀馨以降、金戒光明寺は「看坊」という形の淨華院住持の監督下にあり、淨華院の墓所としての役割を果たしていたとある。ただし文中の「理空」は理聖の誤記であろうと思われる。『黒谷誌要』には再興に関する、

次のような記事がある。

「永正年中秀馨理聖の二上人深く靈蹟の廢滅を歎き偏く都鄙に勧めて仏殿影堂を復興す。抑々当山の地古来中山と称し其北境は古の栗原にして所謂京師五三昧場に一なるを以て当山の興隆と共に花洛の人士競て其墳墓を当山の境域に築きしかば。隨て衆徒の塔頭支院を創するもの漸く多し。⁽¹⁰⁾」

ここからわかることは、金戒光明寺の地は元來は三昧場であつたということ、金戒光明寺復興によつて金戒光明寺の境域に次々に墳墓が造成され、それとともに次々に塔頭・子院が創設されたことである。表一は、金戒光明寺に建てられた塔頭・子院名を『黒谷誌要』から摘出したものである。永禄年間から寛永年間の間におびただしい数の塔頭・支院が建立されたこと、主たる施主が武家であつたことが、そこから容易に読み取ることができよう。さきに挙げた尊応准後の再興勧進帳には、熊谷直実による法然との出会いと出家発心が説かれていたことは、武家に念佛往生を布教する上で有利に働いたことは想像に難くない。十六世紀の金戒光明寺の再興は、決して旧来のものの再現ではなく、

墳墓と結合した塔頭・子院の創設という新しい要素の出現であつたことを指摘しておきたい。塔頭・子院の急増が、本末争論を惹起させ、金戒光明寺の淨華院からの離脱を推進した社会的な背景にあつたと思われる。

天文十年十月二十六日に金戒光明寺制法が、淨華院當役者、無量寿院、室町幕府奉行人の連署で出されている。⁽¹¹⁾口論、他宿、女人通夜、常住の僧以外による葬礼・作善の執行などの禁止が示され、最後の条に「於諸事可啓案内本寺事」とあつて本寺の指揮下にあることが明記されている。しかし金戒光明寺側が、その法度を遵守しなかつたらしく、天文十七年十二月十五日に次のような室町幕府奉行人連署奉書が、淨華院雜掌宛に出された。

「当院末寺新黒谷事、前住申定法度之処、悉背之条、近年雖致儀絶、以妙心院懇望之旨、令赦免候処、無程不及一言案内、他門長老居置住持云々、然従往古、閻本寺、相計之段無之旨依届之、即追出彼長老訖、所詮為本院諸末寺等、如先々進止不可有相違之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文十七年十二月十五日

掃部助

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

表一

年号	塔頭・子院等	開基	施主	備考
永正年間	仏殿再興	秀声上人、理聖上人		
永禄元年	金光院	実譽真教		
同4年	正福院	渢譽善玉		
同7年	栖松院	雲栖上人		
元亀3年	善勝院	秀譽春喜		
天正元年	大通寺	專譽林勝		
同2年	廟塔	法山上人、善香法師		
〃	法泉庵	善香法師		
同4年	瑞泉院	光譽清玄		
〃	淨專院	一譽珍西		
同5年	明寿院	一譽一峯		
同9年	英春院	頓譽覺円		
同12年	西翁院	光譽清玄	藤村源兵衛	
同15年	常往院	本譽誓運	和田常閑	
同16年	愚同院	道残		
同17年	榮攝院	松譽琴察	木俣土佐守	
〃	行心院	円譽存悅		
同19年	永運院	永繼阿闍梨		
文禄元年	光徳院	英譽生育		
同2年	御影堂再興		淀殿	
〃	西住院	林譽良真		
〃	長性院	星譽看貞		
慶長5年	顯岑院	心譽等舜	白崎忠右衛門	
同8年	松樹軒	覺譽誓欣		
〃	空林庵	長譽臨慶		
同10年	阿弥陀堂		豊臣秀頼	
〃	龍光院	真譽善貞	羽柴下総守	
〃	林昌院	西蓮社專譽		
同11年	西門總門	芳譽栖久		
同13年	大通寺を妙蓮院に改める		宮城丹波守母	
同15年	超覚寺	生譽宗吟	浅野但馬守乳母兵部卿局	
同17年	養寿院	深譽良泉	細川遠江守	
同18年	御影堂再興		豊臣秀頼	
〃	養親院を移す	琴譽	伊藤石見守	
同19年	安中院	三譽古安	黒田侯家臣伊藤半兵衛	

年号	塔頭・子院等	開基	施主	備考
元和元年	廓施庵	唱譽善休		
同2年	西雲院	韓人心譽宗嚴		
同3年	正清院殿靈屋		浅野長晟	
同6年	善教寺	証譽教興		
同8年	万福寺	宗林法師		
〃	南龍院	嚴譽貞円		
同9年	大方丈	雲光院尼		
〃	光守院	神尾刑部少輔		
寛永3年	月窓庵	真譽宗貞		
同5年	靈光院	往譽上人		
〃	極樂橋を架す		春日局	
同9年	明閑庵	東譽明鑑		
〃	深心庵	專譽念正		
同10年	三重塔、文殊庵		豊永宗如	
同11年	小方丈、北門 大庫裡 西向總門 大鼓樓 浴室 上雲院 法鏡庵 智光庵	雲光院尼公	松平中務大輔 木下宮内小輔 中島某 金屋某	
同14年	光安軒	宝譽林廣		
同15年	福寿院	善極法師		
〃	自現庵	西譽道心		
〃	宝樹軒	法譽助光		
同16年	欣淨庵	善受法師		
同18年	源崇院	行譽春慶		
同19年	王照院	淨譽宗源		
同20年	光中庵	順譽欣西		
正保元年	明寿院	忍譽上人	友松道牛	
同3年	公安院	却譽春歷	狩野探幽	
慶安元年	善性庵	淨雲法師		
承応2年	英看院再興	伝譽雲了	村上某	
〃	天曉庵	賢譽凝心		
	伝喜庵	宗哲法師		
	蓮池院	沢田休		
		称寿法師		
		雲西法師		
寛文3年		願譽淨心	高倉大納言、中坊長兵衛	

対馬守

〔12〕

淨華院雜掌

金戒光明寺の住持となつた他門の長老とは、十九世雲栖をさすと考へられる。⁽¹³⁾秀馨以降、淨華院住持が金戒光明寺住持を兼ねるという從來の慣例は失われ、秀馨以降、理聖、永真、雲栖といふ淨華院と無縁の僧侶が金戒光明寺の住持を継いだ。そのことが、住持任命権をめぐる闘争を活発にした。さきの奉書は、他門の長老を追放し本寺の旧来の支配を承認するように迫つたものである。しかし金戒光明寺側は、それを受諾しなかつたようで、再び、次のような奉書が幕府から出された。

「淨華院塔頭、同諸末寺、新黒谷住持職、衆僧並靈宝出入等事、先御代任御下知之旨、為本院彌進止不可有相違之由、所被仰下也、仍執達如件、

永祿貳年十一月十四日

左衛門尉

信濃守

〔14〕

當院雜掌

この奉書も、室町幕府が本院の進止権を認めたものであつた。『清淨華院文書』には、発給年次が欠けている二通の

政所執事伊勢貞孝奉書が所収されているが、新黒谷住持職の進止権を淨華院に承認した主旨である。⁽¹⁵⁾これも、上に引用した永祿二年の奉書と関係するものであろう。永祿十一年十一月十五日には、金戒光明寺が本寺の許可を得て田地一段で借入⁽¹⁶⁾。それは、金戒光明寺が本寺の許可を得て田地一段で借錢しようとしたものである。連判の頭にある「雲西上人」とは、雲栖のことであろう。天正七年二月に淨華院塔頭の無量寿院が、勅願所の綸旨を奏請したが、かえつて香衣の召返しの綸旨を下されることになった。⁽¹⁷⁾この時点では無量寿院もまた、淨華院の支配を脱することを望んでいたのであつた。天正十三年には、豊臣秀吉が寺領一三〇石を金戒光明寺に寄せた。

三、道残の離脱運動

金戒光明寺独立は、道残による運動によつて一つの山場を迎えるといえよう。天文四年に生まれた道残は、下野大沢円通寺で良智に師事し、後に越前西福寺で亮觀に請ぜられて、天正六年に香衣勅許を受け⁽¹⁸⁾、天正十四年六月二日に紫衣勅許を受けて淨華院住持となつた。⁽¹⁹⁾道残は金戒光明寺

に住居しながら、綸旨執奏の実務を行つたために、金戒光明寺の方が浄華院よりも優位に立つような印象をあたえたらしい。天正十七年の春に金戒光明寺と浄華院の間で本末争論が表面化する。ついにはこの争論の決着は、秀吉のもとに持ち込まれた。三月二日、八日に相国寺で、四月十日に聚楽第で両者の対決があり、四月十一日に前田玄以が裁断し、浄華院の本寺であることを再確認した。同日に後陽

成天皇女房奉書と万里小路充房の添状が、道残宛に出された。⁽²⁰⁾ その結果、五月八日には、道残は浄華院の住持をやめて金戒光明寺のみの住持となつた。六月二十五日に金戒光明寺法度十一箇条が道残の名で出される。⁽²¹⁾ 九月十九日に道残が浄華院に、香衣綸旨料米拾石を納めること、⁽²²⁾ 金戒光明寺住持職は相談の上決めることを書状で申し述べた。⁽²³⁾ ところが金戒光明寺住持任命権をめぐつて、金戒光明寺衆僧の方で不満があつたらしく、翌年の四月五日に道残は、浄華院の衆中宛の書状で、住持職任命を浄華院と相談の上で行いたい旨を告げた。⁽²⁴⁾ 翌六日浄華院寺官が、金戒光明寺衆中宛で、衆僧、檀方との相談の上でしかるべき住持を据えるべきだと答えた。おそらくはそれを受けて、金戒光明寺衆

僧は軟化したようである。四月八日の金戒光明寺衆僧連署の書状が、浄華院衆中宛に出されたが、そこでは香衣綸旨料として米拾石を渡すことを約束し、万里小路家を伝奏の仲介とすることを依頼している。⁽²⁵⁾ 『勅願所本山清淨華院実録』によれば、文禄二年にも道残による独立運動があつたようである。『勅願所本山清淨華院実録』によると、次のようにある。

「又松林院日次記ニ曰、當山中古衰微セルコトハ三十二代道残和尚ノ時ヨリ増々衰微ス云々、道残和尚住職ノ内公家武家共ニ帰依厚シ、此時新黒谷ヲ以淨華院ノ末寺頭ト定ム、綸旨申シ請フ僧アル時ハ黒谷ニ於テ相改メ其上淨華ヘ相達シ淨華ヨリ伝奏アルヘキノ由衆議判談ノ上相定リ、道残和尚ノ請状等之レアリ、時ニ良休上人淨華院三十五代白川白銀山極樂寺良久ノ建立ノ末寺黒谷在住ナリヘ退隱アリ、其後黒谷ヨリ當院ヲ兼帶セリ、此時當山ノ末寺漸々黒谷ニ附庸シ悉ク黒谷ノ末寺ノ様ニ成レリ此時道残和尚黑谷在住ナリ依テ文禄二年黒谷ヨリ淨華院ニ末寺ヲ離レンコトヲ望ミ公訟ニ及ヘリ太閤秀吉公相國寺ニ於テ諸奉行判談アリ文禄二年三月十八日ノコトナリ其旨ニ曰ク、黒谷ハ淨華院末寺ニ紛ナキノ趣ノ綸旨奉只今現在ス、何ソ

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

ヤ今更綸旨ヲ背クコトアルベカラズト訖度公命アリシカ
ハ道残上人_{時ニ黒谷ニ在住}本意ヲ失ヒ夫ヨリ黒谷ヲ退テ越前西福
寺ニ帰住アリテ其年示寂云々_{文禄二年九月二十三日}²⁶

四、武家伝奏と金戒光明寺独立

慶長十五年六月に琴誉が、金戒光明寺住持になることになつた。ところが金戒光明寺と淨華院との対立の結果、万里小路家が紫衣綸旨に關する執奏を拒んだため、琴誉は家康に訴え出た。²⁷ それを受けた家康は、武家伝奏を通じての執奏を可能にした。家康→京都所司代→武家伝奏→朝廷という経路で、琴誉の紫衣の勅許を得ることができた。武家伝奏が、京都所司代に綸旨を調べていてことを述べたのが、次の史料である。

「新黒谷琴誉上人紫衣之事、従駿府依御執奏勅許候之間則綸旨相調遣之候、委曲使者可申候、恐々謹言

光豊
兼勝

六月朔日
板倉伊賀守殿

²⁹

「慶長十五年六月黒谷独立す」という『清淨華院誌要』の記事は、この事件で武家伝奏を通じての執奏を金戒光明寺が許可されたことに基づくものであつた。しかし慶長十五年以降においても紛争は、絶えなかつたようである。『勅願所本山清淨華院実録』には次のような記載がある。長くなるが、従来紹介されていなかつたので引用してみよう。

「当山四十代良阿長老ト申ハ小田原大蓮寺ニ住職ノ砌リ、了的和尚ト觀智國師ト不和ノコトアリシ故、了的流牢シ給ヘル時、当山三十九世良道上人隱居ニ依テ其跡へ良阿ヲ住セシメ小田原大蓮寺ハ了的ヲ住ヘ給ヘリ_{慶長十九年}、了的小田原ニテ所化ヲ集メ法幢ヲ立テラレケルハ觀智國師御腹立ニテ了的ヲ勘氣シ玉フ_{即チ大蓮寺ヲ退院ス}ノ此時良阿上人淨華ニ住シレハ了的小田原旧交ノ故ニ尋來ス折節黒谷ノ看坊威林ヲ除キ去テ了的ヲ看坊トセリ_{此時異議マチマチニ、其内ニ觀智國師入寂末期ニ望ミ勘氣御免、扱テ了的上人器量群ニ踰ヘテ名譽アリシカハ公家武家殊ニ帰仰シ、法威世ニ盛ナリケレハ良阿上人蜜ニ語テ曰ク、自今淨華ノ末寺格ヲ離レテ一本寺トナリ給ヘトススマラレケリ、依テ此ノ趣ヲ以テ 東福門院へ御内達アリテ} 東福門院ハ台徳院殿ノ御息女ナリ 黒

谷中興開基ノ御願アリケレハ門院此旨聞シ召サレ即チ松林院ノ牛黒両堂ヲ召サレテ、今度黒谷再興ノ御願アリト雖淨華ノ末寺タルノ由御心ニカカラセ給フナリ自今末寺ヲ離レ無本寺ニ致度キノ思召ナリ此旨承知アルヘキノ旨仰アリケレハ、牛黒ノ曰ク、此義ハ私ニ改メ申難ク候、文禄年中數度綸旨奉書ヲ以テ本末ノ義相ヒ定メラレケレハ綸言点シ難キ由御対申給ケル故暫ク猶予アリケルナリ

元和六年三月十八日ノ日次又其后老中ヲ以テ仰聞ケルルハ黒谷離末ノ義綸旨ニ背ク故成リ難キノ由其イワレ最ニ候、左候ハハ御再建ノ内門院御一代ノ間黒谷ヲ御預リナサレ度旨門院万歳ノ後又本ノ如ク菟モ角モ有ルヘキコトニ候、門院御一世ノ内ハ末寺格ヲ離レ候様ニ致スヘキ旨ニ仰アリケレハ、良阿即座ニ其旨御受アリケレハ、直ニ松林院牛黒西堂へ門院並ニ黒谷ヨリ其旨通達アリケレバ、牛黒ヲ初メ一山以外騷動ニ及ビ良阿長老ヲ即日退院セシム実ニハ一両日ヲ繼リタ、良阿其ヨリシテ住処ニ迷ヒ関東ニ下リ漂泊ス、了的モ其後程ナク関東へ下リ給フ、増上寺ノ廓山和尚遷化ニテ台命ニ依テ了的増上寺ニ住職シ給フ、良阿長老ハ時ニ親好ヲ得テ目黒下屋敷ニ善長寺ヲ建テ住ス彼寺ノ第一

世トナル、此時ヨリ新黒谷門院ノ御再興ノ故ニ武威ヲ蒙リ日ヲ追テ反映シ終ニ一本寺ノ格トナリ、今四個本山トテ甍ヲ双ヘ中ニモ知恩院黒谷ハ寺領造當等余山ニ勝レタリ、淨華院四百有余ノ諸末寺多クハ黒谷ニ附庸シテ後愈々淨華衰微トナレリ、元來此ノキザシ發ルコトハ三十ニ世道残ヨリ起リ其后良阿長老ノ失計了的和尚ノ希遇ニ依レル者ナリ」

以上の史料によれば、慶長十五年以降も、金戒光明寺独立にまつわる紛争は絶えなかつた。慶長十七年九月十七日に金戒光明寺の本堂、諸堂が焼失することがあつた。⁽³¹⁾家康が、慶長十八年九月三日に金戒光明寺に百三〇石を安堵しているのは、その再建との関わりもあるのかもしれない。⁽³²⁾同年六月十六日に幕府は、勅許紫衣を法度で定めている。勅許紫衣法度は、大徳寺、妙心寺、知恩寺、知恩院、淨華院、泉涌寺、栗生光明寺の住持職について、紫衣勅許を得る前に幕府に告知すべきと武家伝奏に命じたものである。ここに金戒光明寺の名が入つていなければ、慶長十五年以降幕府からの執奏によつて紫衣勅許を得ることが、金戒光明寺の場合に通例になつていたためと思われる。ある意味では

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

紫衣勅許の幕府権力介入に関して、慶長十五年の金戒光明寺独立は、勅許紫衣法度を先どりしていたと解釈できよう。元和元年七月には、浄土宗寺院に寺領安堵の家康黒印状が発給されているが、金戒光明寺には残されてなく、おそらくは黒印状は発給されなかつたであろう。同年八月十四日に金戒光明寺から幕府に寺領内訳を記した指出が提出されたのが、黒印状に代わるものと思われる。元和二年八月二十二日には了的は金戒光明寺住持となり、紫衣綸旨を賜つた。³³⁾ 元和三年八月に了的は、家康の女で浅野長晟の室であつた正清院の葬儀の導師となり、廟所を寺内に設けたことで、浅野長晟から寺領百石の寄進を受けた。³⁴⁾ 了的が、こうした状況の中で金戒光明寺再興につくしたことは想像に難くなつた。了的の住持時代に、東福門院の母、即ち將軍秀忠の室の墳廟が造られたことは、東福門院が寺院再興の後援をしたことと無関係ではなかろう。さきに挙げた『勅願所本山清淨華院実録』の引用部分は、良阿と了的の住持就任の年代の前後関係に疑問があるものの、大筋では事実を語つてゐると思われる。東福門院が金戒光明寺再興を後援したことは、その後に大きな影響を与えたようである。

金戒光明寺の独立は、一世紀以上にもわたる長期的な過程であつた。応仁の乱以降、知恩院、知恩寺が香衣執奏を手がかりに地方の寺院を末寺化に成功し、宗派内での勢力を拡大した。それに対して旧来からの公家の権威を保有した淨華院は、末寺のための香衣執奏に消極的にしか対応しなかつたようである。その結果、淨華院の末寺の下からの不満が生じて、金戒光明寺のように本寺淨華院を介さずに香衣執奏を行う逸脱行為が出てきたと考えられる。³⁵⁾ 天正十七年の争論は、淨華院が金戒光明寺の動きを逸脱だとして抑制し、本寺としての権威を再確認させたものであつた。このような淨華院の勝利の要因は、万里小路家という香衣執奏の安定した申次が存在し、淨華院の後ろだてになつていたことにあつた。

慶長十五年の琴誉の紫衣綸旨に際して、万里小路家を介さず家康による執奏ができたことが、金戒光明寺の独立の

契機であったことは違いない。朝廷と幕府の連絡を委託された京都所司代と武家伝奏の配置が、従来朝廷が特権的に所有してきた紫衣執奏権を奪うことを可能にしたのであつた。幕府の執奏→京都所司代→武家伝奏→朝廷という経路によつて、紫衣執奏が可能になつたことは、近世的な事態の変化あつたことは言うまでもないが、従来機能していた淨華院→万里長路家→朝廷という経路が唯一の経路ではなくなつたことを意味していた。幕府による朝廷権力の吸收という近世初頭の国家体制的な変動の中で、金戒光明寺は淨華院から独立する契機をつかみ、浄土宗四箇本山の一つになりおうせたといえよう。しかし慶長十五年の出来事が金戒光明寺の完全な独立ではなかつたことは、その後も金戒光明寺と淨華院との間の抗争の継続によつて窺うことができよう。慶長十五年の事件は、制度史的な意義を有するものではあるが、金戒光明寺独立は、中世寺院から近世寺院へ転換する長期的な変動の一環として理解すべきものである。

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

注

- (1) 『淨土宗大辭典四、別巻』山喜房仏書林、一九八一年、二三五頁。
- (2) 『淨土宗全書 第二〇巻』三五七頁。
- (3) 鶴尾順敬「淨華院及び開山向阿上人」（『歴史地理』第一二卷第五号、一九二五年）
- (4) 前田聰瑞「向阿上人と清淨華院」（『専修学報』第一二号、一九四四年）
- (5) 中井真孝「中世の淨華院」（『仏教文化研究』第二二号、一九七六年）
- (6) 中野正明「中世淨土宗寺院の展開——越前西福寺と京都淨華院との関係」（『日本仏教史学』一六号、一九八一年）
- (7) 『淨土宗全書 第二〇巻』三八七頁。
- (8) 『金戒光明寺文書』（水野恭一他編『京都淨土宗寺院文書』同朋社出版、一九八〇年、八〇一—一頁）
- (9) 大正大学図書館所蔵。本史料は、宝暦五年に武生正覚寺四十二世の等譽によつて筆写されたものを、さらに明治三十一年に清淨華院において写したものである。中世末から近世にかけての淨華院の歴史を知る上で数少ない史料の一つである。
- (10) 『淨土宗全書 第二〇巻』三九八頁。
- (11) 『清淨華院文書』（『京都淨土宗寺院文書』五六一七頁）
- (12) 同上（『京都淨土宗寺院文書』五七頁）

慶長十五年金戒光明寺独立についての覚書（林）

(13) 『黒谷誌要』によれば、天文十七年に住持であったのは雲栖である。『黒谷誌要』では雲栖の没年は永禄十年三月二日であるが、永禄十一年十一月十五日の金戒光明寺衆僧連判状にある雲西上人は雲栖であると思われる所以、永禄十年は誤りであろう。

(14) 『清淨華院文書』（京都淨土宗寺院文書）五八頁)

(15) 同上（京都淨土宗寺院文書）五八一九頁)

(16) 同上（京都淨土宗寺院文書）五八一九頁)

(17) 同上（京都淨土宗寺院文書）五九頁)

(18) 『西福寺文書』続群書類從完成会、一九七三年一五七一八頁。

(19) 『西福寺文書』一六八一九頁。

(20) 『清淨華院文書』（京都淨土宗寺院文書）六一一二頁)

(21) 『黒谷誌要』（淨土宗全書 第二〇卷）四一〇頁)

(22) 『清淨華院文書』（京都淨土宗寺院文書）六二一頁)

(23) 『黒谷誌要』（淨土宗全書 第二〇卷）四一〇頁)

(24) 同上（淨土宗全書 第二〇卷）四一一頁)

(25) 『清淨華院文書』（京都淨土宗寺院文書）六三二頁)

(26) 大正大学図書館所蔵。

(27) 琴誉以後近世を通じて金戒光明寺は紫衣地であった。

(28) 慶長八年に広橋兼勝、勸修寺光豊が武家伝奏に任じられた。武家伝奏の職掌については、平井誠二「武家伝奏の補任について」（『日本歴史』四二二号、一九八三年）、大屋敷佳

子「幕藩制国家における武家伝奏の機能（一）（二）」（『論集 きんせい』七八号、一九八二—三年）を参照。

(29) 『金戒光明寺文書』（京都淨土宗寺院文書）八五頁)

(30) 大正大学図書館所蔵。

(31) 『黒谷誌要』（淨土宗全書 第二〇卷）三九〇頁)

(32) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史 近世編』東宣出版、一九七二年、二二五二一三頁。

(33) 『金戒光明寺文書』（京都淨土宗寺院文書）八六頁)

(34) 同上（京都淨土宗寺院文書）八六一七頁)

(35) 同上（京都淨土宗寺院文書）八七頁)

(36) 『勅願所本山清淨華院実録』によれば、金戒光明寺十世等源は、金戒光明寺を円頓戒受戒の道場と定めて、紫衣香衣綸旨の執奏を望む場合には金戒光明寺での得戒を条件とすると定めたという。